

指導行政のポイント

“発展的学習”の指導内容

菱村 幸彦

夏休み中、文部科学省から、「発展的学習」に関する施策が二つ公表された。

検定基準の改正と指導資料の提供

ここ数年、新学習指導要領の実施をめぐる、ゆとり教育批判や学力低下論がかまびすしい。文科省はこれに応える意味もあって、学習指導要領は最低基準であり、学習指導要領を超える「発展的学習」が可能であることを明らかにしている。

となると、発展的学習をどう実践するかが、これからの学校の課題となる。私立中高一貫校などでは、以前から、各学校が独自に発展的学習のプログラムと学習教材を開発しているが、公立学校では、これまでこうした指導を行った経験がほとんどないことから、発展的学習とは何か、どのような方法で行うか、などについての指針や情報が求められている。

文科省は、こうした要請に応えるため、まず、教科用図書検定調査審議会の「検討のまとめ」に基づいて、教科書において学習指導要領を超える記述を許容する検定基準を追加し、次いで、外部の専門家を集めて編纂した「個に応じた指導に関する指導資料」を公表した（指導資料は、まだ印刷になったものはないが、文科省ホームページ中「報道発表一覧」に掲載）。

本紙の限られたスペースで、これらの詳細を紹介することはできないが、ここでは検定審議会の「検討のまとめ」および文科省編纂の「教師用指導資料」において示された発展的学習の考え方を整理してみよう。

まず、発展的学習とは何か。この点について、指導資料は、「学習指導要領に示す内容を身に付けて

いる子どもに対して、学習指導要領に示す内容の理解をより深める学習を行ったり、さらに進んだ内容についての学習を行ったりするなどの学習指導である」と述べている。つまり、発展的学習は、一つは、学習指導要領に示す内容をより深めること、いま一つは、学習指導要領に示していない進んだ内容を学習することである。

「発展的学習」の3基本要件

この場合、発展的学習の基本的要件として、次の3要件が重要となる（学習指導要領総則第2-1）。

- (1) 学習指導要領の目標・内容の趣旨を逸脱するものでないこと。
- (2) 児童・生徒の心身の発達段階に適応しており、負担過重とならないものであること。
- (3) 主たる学習内容と適切な関連を有するものであること。

この要件を充たしたうえで、発展的学習として考えられるのは、次のような指導内容である。

学習指導要領上、隣接した上位学年の学習内容
隣接した学年以外のものであっても、主たる学習内容と直接的な系統性がある内容

学習指導要領上どの学年でも扱うこととされていないが、主たる学習内容と密接な関連を有する内容

学習指導要領において扱い方が制限されている内容（いわゆる「歯止め規定」を超える内容）

ただし、上記の学習内容については、それ自体の詳細な理解や習熟を図ることは、期待されていないとみるべきだろう。

（ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長）

最新刊！ 学校経営実務に直結した最近5年間の重要新・改正法令85項目を詳解！ 定価2415円 教育開発研究所刊

学校管理職選考で問われる最新教育法規 菱村幸彦〔編集〕

学力低下批判への対応！ 補充学習・習熟度別学習をふまえた指導の指針を提示 A5版定価2100円

『発展的学習の指導の手引き』 高階玲治〔編集〕

大好評発売中！ 小・中学校『評価規準の作成と活用』各B5判304頁・定価2400円